

# 青丘学院つくば中学校・高等学校いじめ防止基本方針

2017年4月改訂

2022年4月改訂

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

- ① いじめはどの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ② 学校全体のストレスを下げ、生徒たちが目的意識をもち、生き生きと生活するように、学校・保護者・地域などが、いじめに向かわせないための未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。
- ③ 保護者は、どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。また、いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかにかに学校、関係機関等に相談または通報する。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) 青丘学院つくばいじめ対策委員会

校長・副校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、医師、クラス担任等からなる、いじめ防止等の対策のための「青丘学院つくばいじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

### (2) 職員会議での情報交換及び共通理解

週に一度、全職員で配慮を要する生徒について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

## 3 いじめ未然防止のための取組

### (1) クラス経営の充実

- ① 「心の状況のアンケート」や「いじめについてのアンケート」を実施し、生徒理解、いじめの未然防止、いじめの早期発見を図り、よりよいクラス経営に努める。
- ② わかる・できる授業の実践に努め、生徒一人一人が将来に対する明確な目標を持たせ、成就感や充実感がもてる授業の実践に努める。

### (2) 道徳教育の充実

道徳・総合的な学習の時間（中学）・総合的な探求の時間（高校）の授業を始め、教育活動全体において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

- (3) 相談体制の整備  
年間5回（定期試験終了後）、担任による面談を実施し、また月1回、医師による相談活動を、定期的・継続的に行う。

#### 4 いじめ早期発見のための取組

- (1) 保護者や地域、関係機関との連携  
生徒、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、保健所、県庁関係部署、茨城県教育研修センターなどの関係諸機関と連携し課題解決に臨む。
- (2) 年間3回「いじめに関するアンケート調査」実施
- (3) 生徒観察の重視  
生徒の休み時間や放課後の課外活動の中で、生徒の様子に目を配ったり、個人ノートなどから交友関係や悩みを把握したりする。

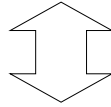
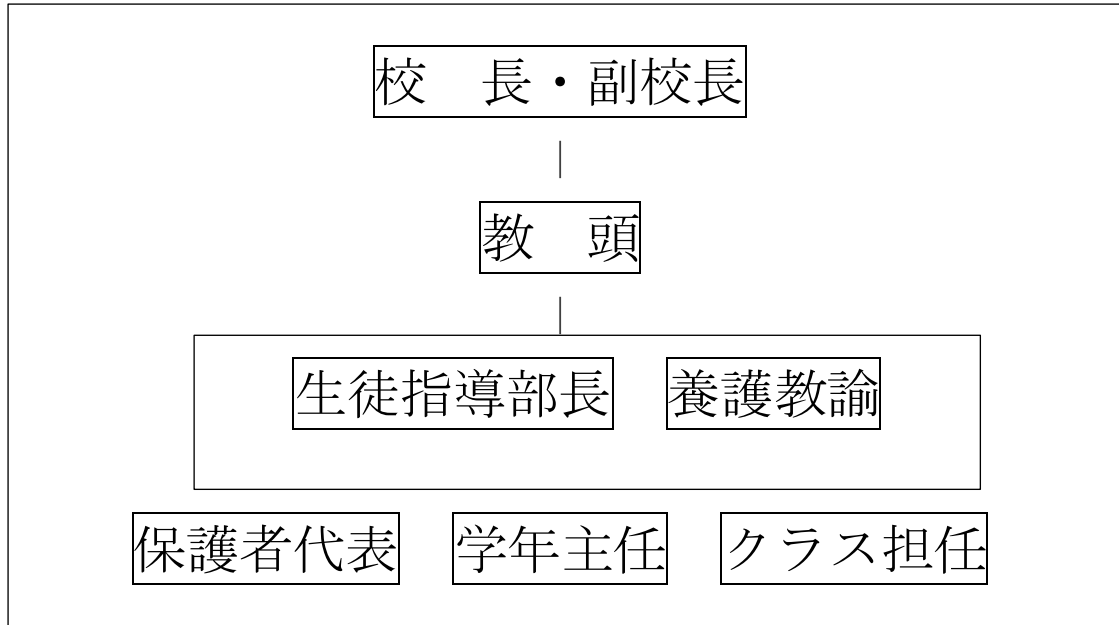
#### 5 いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合、いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者との連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、県庁関係部署及び警察署等と連携して対処する。

#### 6 重大事態への対応

- (1) 重大事態の定義
  - ① いじめにより生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
  - ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
  - ③ 生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）
- (2) 重大事態への対処
  - ① 重大事態が発生した旨を、茨城県総務部総務課私学振興室を通じて茨城県知事へ速やかに報告する。
  - ② 上記の県庁担当部署と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
  - ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
  - ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## いじめ防止対策委員会の組織図



教育委員会 関係機関

### いじめ防止対策委員

- ・校長・副校長（委員長）
- ・教頭（副委員長）
- ・生徒指導部長
- ・養護教諭
- ・学年主任
- ・クラス担任
- ・保護者代表
- ・学校医

# いじめ問題への組織的対応図

学校・家庭・地域社会からの生徒の気になる情報



情報を得た教職員



担任 ↔ 学年主任 ↔ 生徒指導部長 ↔ 教頭 ↔ 校長・副校長

調査

報告・連絡・相談



**いじめ防止対策委員会**

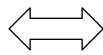
- ・情報の共有
- ・問題の明確化
- ・指導方針の決定
- ・役割分担の決定

↓

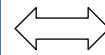
**【具体的な指導・援助】**

- ・被害者直接指導班
- ・加害者直接指導班
- ・間接指導班

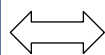
学年会議



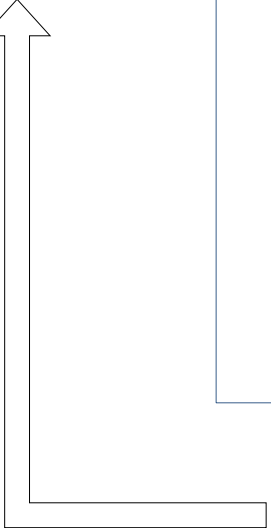
家庭



職員会議



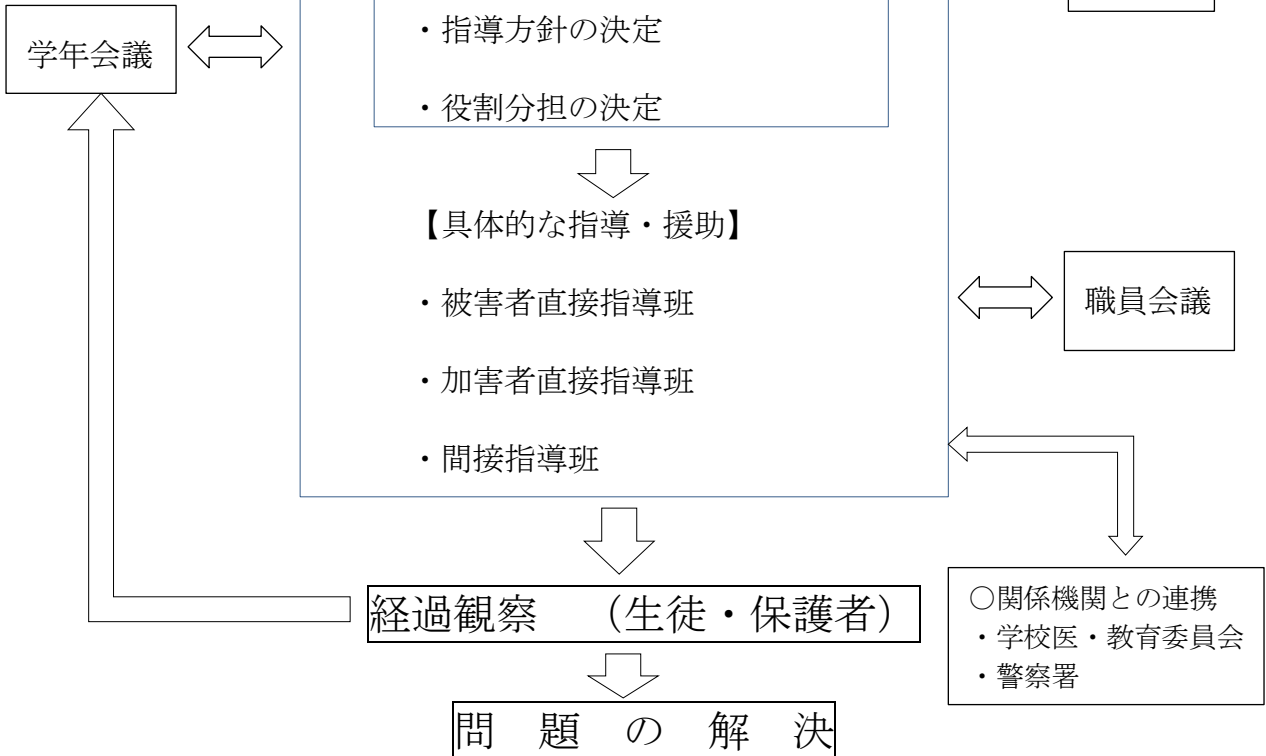
○関係機関との連携  
・学校医・教育委員会  
・警察署



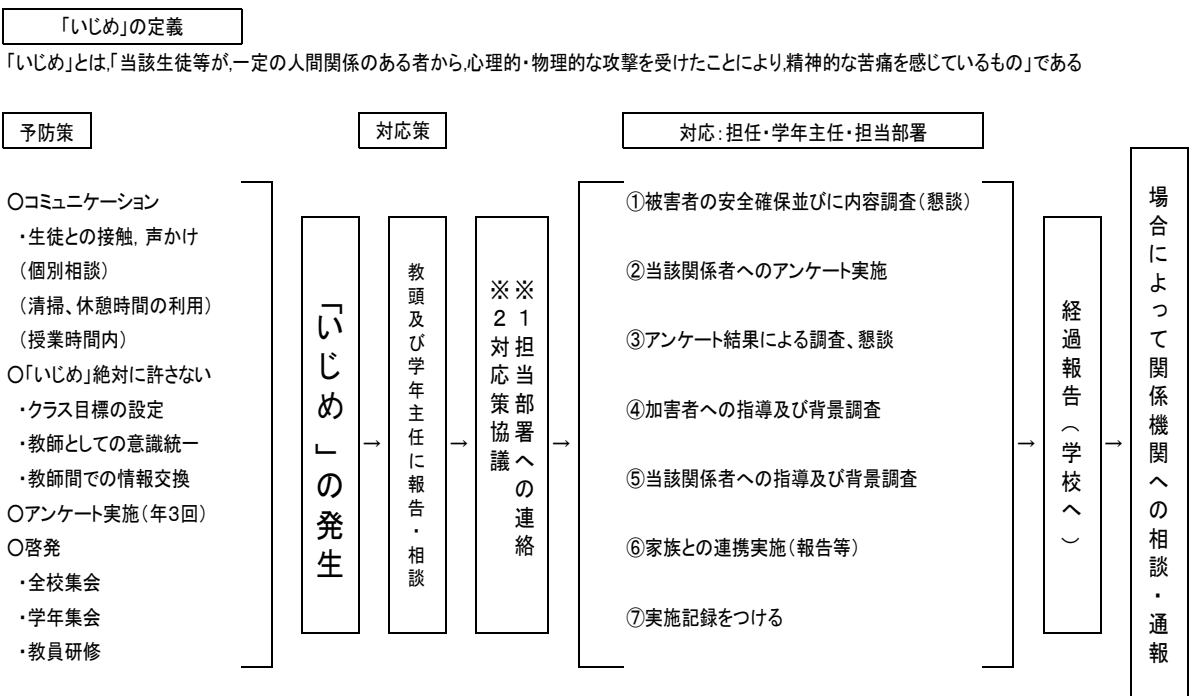
経過観察 (生徒・保護者)



問題の解決



# 青丘学院つくば中学校・高等学校「いじめ」対策 ガイドライン



☆「いじめ」解決のためには、相談があれば、まず安心感、信頼感を与え、迅速に、オープンに対応する。

※1 担当部署とは、生徒指導部・人権教育推進委員会をいう。

※2 対応策協議とは、補導委員会・支援対策委員会（生徒に支援を要する場合）での協議をいう。

## 【令和5年度（2023年度）の状況について】

【一】 本校生徒同士によるいじめと認定される事案が1件発生しました。そこで当該ガイドラインの内容に則り、いじめ対策委員会を設置し、解決に向けて関係者間で理解を図り、以下の通りの対応を行いました。

- 1 いじめの概要：中学1年生と2年生の男子生徒各1名が、同中学2年生男子をからかったり、体をぶついたりする行為を複数回行った。
- 2 発覚に至った経緯：本人が苦痛を感じたことから保護者に相談し、担任に報告があり発覚した。
- 3 学校の対応：いじめ対策委員会の招集、以下確認事項
  - ①事実確認→いじめと認定
  - ②加害生徒の保護者召喚
  - ③被害生徒の保護者召喚
  - ④謝罪の環境づくり、今後の再発防止策の検討
- 4 結果：被害・加害生徒、保護者の同意を得、両者が同席し謝罪を行った。被害生徒からも謝罪を受け入れる旨の発言を得た。
- 5 その後：加害生徒と被害生徒と特別な接触はなく、両者とも学校生活を送ることができたが、結果として転校するに至った。
- 6 追記：当該事例が発生した時点での本校在籍数は

中学1年 5名、中学2年 3名、中学3年 4名  
当該事例は年3回実施の定期いじめ・体罰調査より以前に発生した  
ものである。

- 【二】 【一】の他、目撃者からの証言により高等学校1年の男子が同1年女子に対し、  
人権侵害に相当の言動を行ったことが発覚しました。これを受けいじめ対策委員会を  
招集し、事実の確認、今後の方針について協議を行いました。当該女子生徒はいじめ  
の訴えをしてはいませんでしたが、各証言からいじめ相当と判断し指導の対象とした  
ものです。その後のにおいては特記すべき事例は報告されていません。